

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 中津市 (都道府県: 大分県)  
本事業の担当部局名 総合政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	中津市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,300,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 中津市では、第2期中津市版 まち・ひと・しごと創生総合戦略において人口減少の抑制、雇用の確保、交流(関係)人口の拡大など地方創生に係る施策に重点を置いて取り組むとしている。この中で、結婚支援については、令和4年の市内婚姻数が332件、婚姻率が4.1%と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、緊急に対策を講じる必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)          &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt; ※全事業共通          新婚世帯に新生活の経費の一部補助することで、結婚に踏み出しやすい環境を整える。第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画を基に、出会い、結婚、子育て支援と切れ目のない支援を継続して行っていく。          &lt;本個別事業の位置付け&gt;          総合戦略では「安心づくり」「元気づくり」「未来づくり」を3つの基本目標としており、そのうちの1つである「安心づくり～誰もが生き生きと安心して暮らせるまち～」における「子どもを産み育てやすい環境づくり」として、          ・放課後児童対策の充実          ・子育てと仕事の両立を応援する環境づくり          ・出会い・結婚の希望実現のための支援 を掲げている。          これを受け、中津市では「出会い・結婚の希望実現のための支援」に取り組んでおり、本事業はその一環として、新規に婚姻した世帯を支援し、過疎地域における少子化対策の強化及び定住の促進を目指すものである。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
・過疎地域内(旧三光村、旧本耶馬溪町、旧耶馬溪町、旧山国町)を新生活の場(住所地)とする世帯 ・申請を行う時点において、過疎地域への定住の意思を確認できること			

2. 申請見込

①新規世帯見込	6	世帯	②継続世帯見込	2	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	3	世帯		
	その他	3	世帯		

【世帯数積算根拠】

直近の支給見込みに基づいた積算

29歳以下夫婦	1,800,000円(上限額600,000円×3世帯)
上記以外	900,000円(上限額300,000円×3世帯)
前年度繰越対象者	600,000円(上限額300,000円×2世帯)

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	2 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	2 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	3 世帯 × 600,000 円 =	1,800,000	円
(その他)	3 世帯 × 300,000 円 =	900,000	円
	(継続補助)	600,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市報のほか、市ホームページやSNSを活用。  
大分県東京事務所や移住相談会が実施されている福岡市内のカフェ&コミュニティスペースなどに市が作成したチラシを設置し、当補助金の認知度向上に繋げる。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率		%	1.89 (R8年度)	1.69 (R4年度)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.69 (R4年度)	
	婚姻件数		件	332 (R4年)	
婚姻率			4.1 (R4年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	70	40
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	30	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	大分県の公共施設等でのチラシ設置を行い、当事業の認知度向上に繋げる。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	移住相談会開催場所などにおいてもチラシ配布等のご協力を頂くことで、幅広い対象世帯に情報を提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。